

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部
安全保障貿易管理課 奥家課長殿
安全保障貿易審査課 長濱課長殿
写) 安全保障貿易管理課 青木課長補佐殿
写) 安全保障貿易審査課 小田切課長補佐殿
写) 安全保障貿易管理課 小松係長殿

一般財団法人 安全保障貿易情報センター
ABC 兵器・ミサイル関連機器専門委員会
航空宇宙分科会
主 査 山根 章弘

貨物等省令第10条第三号ハの改正要望

表題の件につきまして、下記の通り要望いたしますので、何卒ご検討いただけますようお願いいたします。

記

1. 要望事項

貨物等省令第10条第三号ハの中にWA原文と照らし合わせると改正すべきと思われる箇所がありますので、ご確認の上、改正をお願い致します。

下に貨物等省令第10条第三号ハの現状文と改正案を示します。指摘箇所に下線を引きました。

【現状文】

省令第10条三号

ハ 航空機用、陸上車両用又は船舶用に設計され、真北方向を示すものであって、次のいずれかに該当するもの

(一) 最大動作角速度が1秒当たり500度未満であって、位置参照情報を用いない機首方位精度が1秒当たり0.07度を測定地点の緯度の余弦で除した値以下又は緯度45度の地点において6分以下のもの

(二) 最大動作角速度が1秒当たり500度以上であって、位置参照情報を用いない機首方位精度が1秒当たり0.2度を測定地点の緯度の余弦で除した値以下又は緯度45度の地点において17分以下のもの



【改正案】

省令第10条三号

ハ 航空機用、陸上車両用又は船舶用に設計され、真北方向を示すものであって、次のいずれかに該当するもの

(一) 最大動作角速度が1秒当たり500度未満であって、位置参照情報を用いない機首方位精度が0.07度を測定地点の緯度の余弦で除した値以下又は緯度45度の地点において6分以下のもの

(二) 最大動作角速度が1秒当たり500度以上であって、位置参照情報を用いない機首方位精度が0.2度を測定地点の緯度の余弦で除した値以下又は緯度45度の地点において17分以下のもの

2. 要望内容に関する説明

下線部は機首方向精度を規定するもので、前段（「又は」から前の部分）と後段（「又は」から後の部分）に分けて二通りの方法で規定しています。
この規定値の単位は「角度」であるべきところ、現状の省令は、前段が角度の単位になっておりません。

〔前段〕

1 秒当たり〇〇〇度を測定地点の緯度の余弦で除した値以下

⇒ 単位は「度/秒」（角度の単位ではない。）

〔後段〕

又は緯度45度の地点において〇〇分以下

⇒ 単位は「分」（角度の単位である。）

このことから、前段冒頭の「1 秒当たり」という文言は不要と判断しました。

[WA原文]

7. A. 3. c. Designed for "aircraft", land vehicles or vessels, providing heading or True North determination and having any of the following:
1. A maximum operating angular rate less (lower) than 500 deg/s and a heading "accuracy" without the use of 'positional aiding references' equal to or less (better) than 0.07 deg sec(Lat) (equivalent to 6 arc minutes rms at 45 degrees latitude); or
 2. A maximum operating angular rate equal to or greater (higher) than 500 deg/s and a heading "accuracy" without the use of 'positional aiding references' equal to or less (better) than 0.2 deg sec(Lat) (equivalent to 17 arc minutes rms at 45 degrees latitude);